ガス火薬保安係関係申請手数料について

本書は、次の法律に基づく手続きに必要な手数料について記載したものです。

高圧ガス保安法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）
火薬類取締法
武器等製造法
電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）
電気工事士法

手数料は、次の１、２のいずれかの方法により納入してください。

１．富山県収入証紙を申請書に貼付

① 収入印紙や他県の収入証紙は使用できません。
② 県窓口で申請書類について確認を受けてから、収入証紙を貼付してください。
③ 収入証紙は、申請書（鑑）の裏面に貼付してください。（申請書とは別の用紙に貼り付けた場合は、その用紙と申請書の間に、代表者印で割印してください。）
④ 収入証紙は、必ず、収入証紙と台紙の間に割印できるように貼付してください。（４辺すべてが収入証紙と隣り合うと、収入証紙と台紙の間に消印することができません。消印は、県で行います。）

収入証紙の販売所は富山県出納局出納課のホームページをご参照ください。県庁本館１階の売店でも購入することができます。
https://www.pref.toyama.jp/kurashi/seikatsu/zeikin/index.html

２．電子申請サービスを利用した手数料等の電子納付（クレジットカード等）

富山県では、令和４年10月１日から、「富山県電子申請サービス」で手続きを行う際、クレジットカードやPay-easyにより手数料等を納付できるようになりました。
詳しくは、富山県出納局出納課のホームページをご参照ください。
https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/zeikin/kj20220801.html

○　高圧ガス保安法

1　製造許可（冷凍を除く）（高圧ガス保安法第５条第１項第１号）

〈１－①　定置式製造設備〉

処理能力 (Nm³/日)	手数料額(円)	
	製造許可申請	完成検査申請
1,000万　以上	560,000	420,000
100万　以上　1,000万　未満	340,000	255,000
50万　以上　100万　未満	220,000	165,000
10万　以上　50万　未満	140,000	105,000
2万5,000　以上　10万　未満	110,000	82,500
5,000　以上　2万5,000　未満	86,000	64,500
1,000　以上　5,000　未満	68,000	51,000
200　以上　1,000　未満	54,000	40,500
100　以上　200　未満	31,000	23,250

【注意点】同一の事業所内で複数の製造施設を使用して高圧ガスの製造をしようとする場合は、すべて合算した処理能力に応じた手数料額が適用されます。

ただし、次の通達の下線部に該当する場合（いわゆる「独立二種製造設備」であって、別途、法第５条第２項第１号の高圧ガス製造事業届を提出しようとするもの）は、当該設備に係る処理能力を合算する必要はありません。

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）【抜粋】

（１）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について

Ⅰ.高圧ガス保安法関係

第５条関係（製造の許可等）

① 事業所に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（冷凍事業所を除く。）するものとする。

ただし、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（高圧ガス保安法施行令第３条表第１号上欄に掲げるガスにあっては300立方メートル）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気の通る配管で接続され、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている場合を含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにあっては処理能力を合算しなくてよいものとする。

なお、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第５条第２項の適用を受けるものとする。既に法第５条第１項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理を合算しないことにより法第５条第２項に係る届出を行う場合にあっては、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。

（例1）

新設：ＬＰＧ製造設備（処理能力：6万 Nm³/日）

新設：液化酸素ＣＥ　　（処理能力：300 Nm³/日）

⇒　合算した処理能力が6万300 Nm³/日であることから、2万5,000以上10万 Nm³/日未満の手数料額が適用され、許可申請は110,000円、完成検査申請は82,500円となります。

（例2）

既存：液化窒素ＣＥ（処理能力：150 Nm³/日）

新設：液化酸素ＣＥ（処理能力：120 Nm³/日）

これまで、第二種製造者だったが、設備の増設により新たに第一種製造者（許可対象）となる場合

⇒　合算した処理能力が270 Nm³/日であることから、200以上1,000 Nm³/日未満の手数料額が適用され、許可申請は54,000円、完成検査申請は40,500円となります。

ただし、前ページの通達の下線部に従って、既設の液化窒素ＣＥ（独立二種製造設備）を製造許可に含めない場合は、液化酸素ＣＥの処理能力が120 Nm³/日であることから、100以上200 Nm³/日未満の手数料が適用され、許可申請は31,000円、完成検査申請は23,250円となります。

・　完成検査申請については、<u>液化石油ガス法</u>第37条の３第１項の<u>完成検査を受け、技術上の基準に適合すると認められるものの場合</u>は、手数料は**<u>6,100円</u>** となります。

〈１－②　移動式製造設備〉

(1)　液化石油ガス法第37条の４第１項の許可を受ける充てん設備(新型バルクローリー）の場合

・　新型バルクローリーを使用して高圧法における高圧ガスの製造を新規で行おうとする場合の手数料は **6,000円** です。それ以外の場合は、次の(2)の表の手数料が必要です。(増車や更新の場合は、２－② （７ページ） をご覧ください。)

※　新型バルクローリーについては、工業用に使用する場合は高圧ガス保安法の製造許可（第５条第１項第１号）又は変更許可（第14条第１項）が必要です。また、民生用に使用する場合は液化石油ガス法の充てん設備許可（第37条の４）が必要です。両方の用途に使用する場合は、両方の許可が必要です。

液化石油ガスの充てん設備許可については、14ページをご覧ください。

(2)　(1)以外の場合

製造施設の処理能力(m³/日)	手数料額(円)	
	製造許可申請	完成検査申請
1,000万　以上	91,000	68,250
500万　以上　1,000万　未満	75,000	56,250
100万　以上　500万　未満	60,000	45,000
50万　以上　100万　未満	44,000	33,000
10万　以上　50万　未満	27,000	20,250
2万5,000　以上　10万　未満	21,000	15,750
5,000　以上　2万5,000　未満	16,000	12,000
1,000　以上　5,000　未満	13,000	9,750
200　以上　1,000　未満	11,000	8,250
100　以上　200　未満	7,400	5,550

【注意点】

・同一の事業所を本拠地とする複数の移動式製造設備（ローリー等）を使用して高圧ガスの製造をしようとする場合は、各設備の処理能力をすべて合算し、その処理能力に応じた手数料額が適用されます。

（例）液化酸素ローリー（250,000Nm^3/日）＋液化窒素ローリー（120,000Nm^3/日）の場合

⇒合算した処理能力が合計37万 Nm^3/日であることから、10万以上50万Nm^3/日未満の手数料額が適用され、許可申請は27,000円、完成検査申請は20,250円となります。

・同一事業所で定置式製造設備、移動式製造設備の両方を使用して高圧ガスの製造をしようとする場合は、定置式製造設備（１－①）（２ページ）の手数料が適用されます。

・定置式製造設備を使用する第一種製造者において、移動式製造設備を追加する場合は、製造施設等変更許可（２－②移動式製造設備）（７ページ）の手数料が適用されます。（処理能力は、追加する移動式製造設備の能力）

２　製造施設等変更許可（冷凍を除く）

〈２－①　定置式製造設備〉

変更許可申請については、変更前の処理能力に対する変更後の処理能力の増加分（下記「スクラップアンドビルドの考え方」を参照）に応じて次のとおり定められています。

増加する処理能力 (m³/日)	手数料額(円)	
	変更許可申請	完成検査申請
1,000万　以上	370,000	277,500
100万　以上　1,000万　未満	220,000	165,000
50万　以上　100万　未満	150,000	112,500
10万　以上　50万　未満	93,000	69,750
2万5,000　以上　10万　未満	69,000	51,750
5,000　以上　2万5,000　未満	61,000	45,750
1,000　以上　5,000　未満	57,000	42,750
200　以上　1,000　未満	39,000	29,250
100　以上　200　未満	26,000	19,500
100　未満		
その他（増加なし）	16,000	12,000

（例）ポンプの増設：現在250,000Nm³/日の処理能力の事業所が、60,000Nm³/日のポンプを増設する場合

（250,000＋60,000）－ 250,000 ＝ 60,000 Nm³/日 （＝増設ポンプ分）

→　変更許可申請：69,000円、完成検査申請：51,750円

【注意点】

・スクラップアンドビルドの考え方

製造設備の更新の場合は、変更前の処理能力から撤去する製造設備の分を控除した処理能力に対する変更後の増加分を元に手数料額を算出します。（富山県手数料条例施行規則別表第８項）

（例）　ポンプの更新：現在250,000Nm³/日の処理能力の事業所が、既存の90,000Nm³/日のポンプを撤去し、110,000Nm³/日のポンプを増設する場合

○　270,000(変更後)－(250,000(変更前)－90,000(撤去))
＝110,000 Nm³/日（増設ポンプ分）

⇒　変更許可申請：93,000円、完成検査申請：69,750円

（×　270,000(変更後)－250,000(変更前)＝20,000 Nm³/日
⇒　変更許可申請：61,000円、完成検査申請：45,750円
ではありません）

・　完成検査申請については、液化石油ガス法第37条の３第１項の完成検査を受け、技術上の基準に適合すると認められるものの場合は、手数料は 6,100円 となります。

〈２－② 移動式製造設備〉

(1) 液化石油ガス法第37条の４第１項の許可を受ける充てん設備（新型バルクローリー）の場合

・製造設備が定置式製造設備である既存の製造施設に新たに新型バルクローリーを設置する場合や新型バルクローリーの設置台数を増加する場合、**変更許可申請についての手数料は 3,200円 （高圧ガス保安法の完成検査申請は不要）**です。それ以外の場合は、次の(2)の表の手数料が必要です。

※ 液化石油ガス法の充てん設備変更許可については、14ページをご覧ください。

(2) (1)以外の場合

増加する処理能力（m^3/日）	手数料額（円）	
	変更許可申請	完成検査申請
1,000万 以上	65,000	48,750
500万 以上 1,000万 未満	53,000	39,750
100万 以上 500万 未満	44,000	33,000
50万 以上 100万 未満	31,000	23,250
10万 以上 50万 未満	18,000	13,500
2万5,000 以上 10万 未満	14,000	10,500
5,000 以上 2万5,000 未満	12,000	9,000
1,000 以上 5,000 未満	9,200	6,900
200 以上 1,000 未満	8,200	6,150
100 以上 200 未満	5,100	3,825
100 未満		
その他（能力増加なし）	3,200	2,400

【注意点】
・定置式製造設備の場合（２－①）と同様に、移動式製造設備を更新する場合は、変更前の処理能力から撤去する製造設備の分を控除した処理能力に対する変更後の増加分を元に手数料額を算出します。
・定置式製造設備と移動式製造設備の両方について変更する場合は、定置式製造設備の手数料（２－①）（６ページ）が適用されます。
・ローリーのシャーシのみの変更（載せ替え）は、変更許可ではなく、事後に軽微変更届を提出してください。

３　保安検査（冷凍を除く）

事業所の合計処理能力（m³／日）	手数料額（円）	
	定置式製造設備	移動式製造設備
1,000万　以上	610,000	95,000
500万　以上　1,000万　未満	370,000	80,000
100万　以上　500万　未満		64,000
50万　以上　100万　未満	250,000	47,000
10万　以上　50万　未満	150,000	31,000
2万5,000 以上　10万　未満	120,000	22,000
5,000　以上　2万5,000　未満	95,000	20,000
1,000　以上　5,000　未満	75,000	15,000
200　以上　1,000　未満	60,000	12,000
100　以上　200　未満	33,000	7,700

【注意点】

- 保安検査対象の製造設備の処理能力のみ合算し、手数料額を算出してください。
- 保安検査周期が数年に１回の製造設備※については、保安検査対象外の年は処理能力から除外してください。

　※　保安検査周期が数年に１回の製造設備の例

　　　ＣＥ：３年

　　　空気液化分離装置：２年

　　　附属冷凍設備（間接冷凍方式に限る）

　　　　冷媒ガスが可燃性ガス以外かつ毒性ガス以外であるもの：３年

　　　　冷媒ガスが可燃性ガス又は毒性ガスであるもの　　　　：２年

- 移動式製造設備のうち、高圧ガス保安法と液化石油ガス法の両方の許可を受けた液化石油ガスバルクローリーの場合は、液化石油ガス法の充てん設備保安検査のみを申請してください。

※　液化石油ガス法の充てん設備保安検査申請については、14ページをご覧ください。

4　第一種貯蔵所設置許可、位置等変更許可

区分		手数料額（円）	
		許可申請	完成検査申請
設置許可		25,000	18,750
位置等変更許可	貯蔵量が増加	14,000	10,500
	貯蔵量 変更なし 又は 減少	11,000	8,250

【注意点】

・　付近に複数の貯蔵設備がある場合は、次の通達に従って、貯蔵量を合算して許可申請してください。

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）【抜粋】

（１）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について

Ⅰ.高圧ガス保安法関係

第16条関係（貯蔵所）

(1)　（略）

　また、容器又は容器以外の貯蔵設備（以下本項において「設備」という。）が２以上ある場合の貯蔵量の算出は、以下の①及び②の方法により行うものとする。この場合、消火の目的で設置した消火設備内の高圧ガス（不活性ガスに限る。以下「消火設備内高圧ガス」という。）とそれ以外の高圧ガスの両方を貯蔵している場合には、消火設備内高圧ガスとそれ以外の高圧ガスは区分し、両者は合算しないものとする。

　なお、これにより算出した結果、設備と設備の間が30m以下となる敷地内又は同一構築物内に、複数の貯蔵所が存在することとなる場合には、設置許可等は一括申請してもよいものとする。また、②（ⅱ）の規定が本内規に追加された平成28年11月１日以前に設置された貯蔵所にあっては、②（ⅱ）の規定により貯蔵量の算出をしてもよいものとする。その際、第１種貯蔵所が第２種貯蔵所となる場合は、法第17条の２第１項の規定に基づき届け出る必要があるが、当該届出にあたり、第１種貯蔵所の許可の際に添付した図面等を省略することができる。

① 消火設備内高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。

② 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合に合算する。

・設備が配管によって接続されている場合　（消費側での接続を含みます。）

・設備が配管によって接続されないときであって次の場合

（ⅰ）容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m以下である場合

（ⅱ）容器と容器との間が22.5m（次のイ及びロの場合にあっては、それぞれに示す距離）以下である場合

イ 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（ロにおいて単に「障壁」という。）が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所（容器置場の６面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。ロにおいて同じ。）に設置されている場合（ロの場合を除く。）　11.25m

ロ　それぞれの容器置場の面積が８㎡以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合　6.36m

(2) 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び一つの容器内のガスの容積が0.15㎥以下の場合については、当該容器内の高圧ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。また、当該容器については、本条を適用しないこととする。

５　容器検査所登録

区　分	手数料額(円)
新規登録	16,000
更新登録	16,000

６　容器に充填するガスの種類、圧力変更

容器１本あたり　1,400円

７　高圧ガス製造保安責任者免状等交付

（円）

区分	交付	再交付	書換え
高圧ガス製造保安責任者	3,400	2,400	―
高圧ガス販売主任者	3,400	2,400	―
液化石油ガス設備士	3,300	2,300	1,200

【注意点】

・氏名、住所の書換えが必要なものは液化石油ガス設備士のみです。

・上記免状の交付等の申請先は次のとおりです。

送付先	高圧ガス保安協会　試験センター 〒105－8447　東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
電話番号等	TEL：03－3436－6106　FAX：03－3436－5746 フリーダイヤル：0120－66－7966

高圧ガス保安法に定める変更許可と軽微変更届について（参考）

１－１　変更許可及び完成検査が必要なもの

（１）高圧ガス設備の変更に関するもの

・　配管の変更

・　溶接を伴う配管の接続

・　機器(充填機、液面計等)の更新（大臣認定品（大臣認定試験者製造品）以外、高圧ガス保安協会（KHK）の試験合格品以外のもの）

・　処理能力の20％を超える変更を伴う機器の更新

・　移動式製造設備の増車

（２）その他

・　設備の常用圧力の変更（増加）（取り扱うガスの種類の変更に伴うものを含む）

・　充填所の容器置場の変更（移設、拡張等）

１－２　変更許可が必要だが、完成検査は不要なもの

（１）工事を伴わないもの

・　常用圧力の上昇を伴わないガス種の変更

（２）高圧ガス設備の変更に伴うもの

・　処理能力の変更が、変更前の当該設備の処理能力の20％以内である大臣認定品、KHK合格品、特定設備検査合格品（耐震設計構造物を除く）への取替え

・　独立した設備であって、処理能力が100㎥/日（不活性ガス又は空気は300㎥/日）未満である製造設備（耐震設計構造物を除く）の追加（別途、高圧ガス製造事業届の対象とすることも可能）

２　軽微変更届として扱うもの（例示）

（１）高圧ガス設備に関するもの

・　バルブ等の大臣認定品への更新であって、既設の設備との間に溶接を伴わないもの

・　配管の更新であって、既設の設備との間の溶接工事を大臣認定試験者が施工した場合

・　KHK合格品である機器の更新（処理能力の変更を伴わないものに限る）

・　KHK又は指定特定設備検査機関が行った検査に合格した可とう管の取替え（充填又は受入れに係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって、高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）の取替えは手続き不要）

・　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事（フランジ部での切り離しによる撤去については、事前に県にご相談ください。）

・　貯槽開放検査に伴うフランジ又はカップリング接合等を用いた仮設供給設備の設置及び検査終了後の撤去

（２）保安設備の更新に関するもの

・　防消火設備（散水ポンプ）の更新（同等以上のものへの取替えは手続き不要）

・　ガス漏えい検知警報設備の更新、移設、増設（同等以上のものへの取替えは手続き不要）

（３）その他

・　移動式製造設備のシャーシの取替え

・　ガス設備（高圧ガス設備を除く）の変更

＜参考＞（根拠法令等）

〇　高圧ガス保安法

(製造のための施設等の変更)
第 14 条　第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

〇　一般高圧ガス保安規則

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）
第 15 条　法第 14 条第 1 項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。
一　高圧ガス設備(特定設備を除く。)の取替え(第 6 条第 1 項 13 号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの※1 又は保安上特段の支障がないものとして認められたもの※2 への取替えに限る。)の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
二　ガス設備(高圧ガス設備を除く。)の変更の工事
三　ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
四　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
五　試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの
六～八　（略）

※1　経済産業大臣が認める者が製造したもの
- 認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたもの
- 高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したもの
- 高圧ガス保安協会の委託検査受検品

※2　可とう管（高圧ホース又は金属フレキ管等）であって、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したもの

〇　**許可及び届出の不要な工事**(H29.3.22経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達)

製造施設、液化石油ガス貯蔵所、高圧ガス貯蔵所又は消費施設における次に掲げるものについては、**許可及び届出の不要な工事として取扱う**ものとする。
（1）　圧力計・温度計の取替え(同一方式への取替えに限る)
（2）　充填又は受入れに係る可とう管(直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。)の取替え
（3）　高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分の設備を構成する部分のうち、耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え(ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等)
（4）　高圧ガス(その燃料となるガスを含む。)の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
（5）　消耗品(事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。)の取替え

８　製造施設設置許可（冷凍）

製造施設の冷凍能力 （法定冷凍トンRt）	手数料額(円)	
	設置許可申請	完成検査申請
3,000以上	110,000	82,500
1,000以上3,000未満	87,000	65,250
300以上1,000未満	68,000	51,000
100以上　300未満	54,000	40,500
20以上　100未満	36,000	27,000

【注意点】

・冷凍機１台ごとに１事業所とみなすので、許可は冷凍機ごととなります。ただし、ブライン（冷水を含む）が共通の場合は、共通分の冷凍機の冷凍能力を合算することができます。（認定指定設備及び第二種製造設備分を除く）

（例）冷凍機Ａ(180Rt)＋冷凍機Ｂ(120Rt)＋冷凍機Ｃ(100Rt)

・合算する場合

180＋120＋100＝400Rt　許可申請：68,000円、完成検査：51,000円

・合算しない場合

冷凍機ごとに許可申請54,000円、完成検査40,500円が必要

９　製造施設等変更許可（冷凍）

増加する冷凍能力 （法定冷凍トンRt）	手数料額(円)	
	変更許可申請	完成検査申請
3,000以上	69,000	51,750
1,000以上3,000未満	62,000	46,500
300以上1,000未満	55,000	41,250
100以上　300未満	38,000	28,500
20以上　100未満 20未満	30,000	22,500
その他(能力変更なし)	16,000	12,000

【注意点】

・２（６ページ）と同様に、冷凍機（圧縮機）を更新する場合は、変更前の冷凍能力から撤去する冷凍機（圧縮機）の分を控除した冷凍能力に対する変更後の増加分を元に手数料額を算出します。

・圧縮機や蒸発器の更新（可燃性・毒性ガスを冷媒としているもの及び冷媒設備に係る切断・溶接を伴うものを除く）などで、冷凍能力の変更を伴わないものは、軽微変更届となります。

10　保安検査申請（冷凍）

製造施設の冷凍能力 （法定冷凍トンRt）	手数料額(円)
3,000以上	120,000
1,000以上3,000未満	95,000
300以上1,000未満	76,000
100以上　300未満	60,000
20以上　100未満	42,000

○　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

区分		手数料額（円）
販売事業登録		31,000
販売事業者登録簿謄本交付		630
販売事業者登録簿閲覧		460
保安機関の認定		34,000＋保安業務区分の数×6,900
保安機関の認定の更新		14,000＋保安業務区分の数×6,900
保安機関消費者戸数の増加認可		20,000＋保安業務区分の数×6,900
保安確保機器設置及び管理の方法の認定	消費者数1000戸未満	55,000
	消費者数1000～1万戸未満	80,000
	消費者数１万戸以上	98,000
貯蔵施設等設置許可		21,000
貯蔵施設等設置許可完成検査		31,000
貯蔵施設等変更許可		15,000
貯蔵施設等変更許可完成検査		24,000
貯蔵施設等完成検査のうち保安法の検査合格施設		5,800
充てん設備設置許可		28,000
充てん設備設置許可完成検査		36,000
充てん設備変更許可		17,000
充てん設備変更許可完成検査		27,000
充てん設備保安検査		27,000

【注意点】

・保安機関の認定申請にあたっての、保安業務区分の数の考え方は、次のとおりです。

保安業務区分の２～４号業務の認定を受けた場合は、１号業務を行うことができます。（２～４号業務のうち、最も少ない一般消費者等の数の範囲内に限ります。）

また、6号業務の認定を受けた場合は、7号業務を行うことができます。（6号業務の一般消費者等の数の範囲内に限ります。）

従って、２～６号の５区分の認定を受ければ、すべての保安業務を行うことができます。

・「保安機関消費者戸数の増加認可」の申請の際には、併せて保安業務規程変更認可申請（手数料は不要）が必要です。（減少届の際も同様です。）

・充てん設備については、車両１台ごとに許可申請又は検査申請が必要です。

・充てん設備の保安検査は、保安法・液石法の両方で許可を受けた施設は、液石法の保安検査のみ申請してください。

○　火薬類取締法

区　分		手数料額(円)
火薬類製造営業許可申請		220,000
火薬類販売営業許可申請	競技用紙雷管のみ	25,000
	その他	110,000
火薬庫設置又は移転の許可申請		73,000
火薬庫の構造又は設備の変更許可申請		8,300
火薬類製造施設完成検査		41,000
火薬庫完成検査	設置又は移転の工事に係るもの	41,000
	構造又は設備の変更工事に係るもの	23,000
火薬庫保安検査		41,000
火薬類譲渡許可申請		1,200
火薬類譲受許可申請	火工品のみ	2,400
	火工品を除く火薬類25kg以下	3,500
	その他	6,900
火薬類運搬証明書交付		2,400
輸入許可申請	火薬類25kg以下	12,000
	火薬類25kgを超える	25,000
火薬類消費許可申請（※煙火）		7,900
丙種火薬類製造保安責任者、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験		18,000
丙種火薬類製造保安責任者、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者免状交付		2,400
丙種火薬類製造保安責任者、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者免状再交付		2,400

【注意点】
・火薬類運搬証明証の交付申請先は、出発地を管轄する公安委員会になります。
・上記免状の交付等の申請先は次のとおりです。

送付先	（公社）全国火薬類保安協会　富山県試験事務所 〒930－0082　富山県富山市桜木町1-11佐藤工業㈱内 （(一社）富山県火薬類保安協会内)
電話番号等	TEL：076－433－3135　FAX：076－433－3140

○　武器等製造法

区　分	手数料額(円)
猟銃等製造事業許可申請	85,000
猟銃等販売事業許可申請	73,000
猟銃等製造種類変更許可申請	36,000
猟銃等販売種類変更許可申請	25,000
猟銃等製造工場等移転許可申請	78,000
猟銃等販売店舗移転許可申請	61,000

○　電気工事業法

区　分	手数料額(円)
電気工事業の新規登録	22,000
電気工事業の更新登録	12,000
登録証の訂正(登録事項の変更届、承継届)	2,200
登録証再交付	2,200
登録簿謄本の交付請求(用紙1枚につき)	600
登録簿謄本の閲覧請求(1回につき)	440

○　電気工事士法

区　分	手数料額(円)
第一種電気工事士免状交付	6,000
第二種電気工事士免状交付	5,300
電気工事士免状再交付	2,700
電気工事士免状書換え	2,700

【注意点】
・上記免状の交付等の申請先は次のとおりです。

送付先	〒930－8501　富山市新総曲輪１番７号 防災危機管理センター４階 富山県消防課ガス火薬保安係
電話番号等	TEL：076－444－4588　FAX：076－432－0657

・交付等の申請手続きについては、次のホームページをご覧ください。
https://www.pref.toyama.jp/sangyou/shikaku/index.html